

スマート農業実装支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 高効率で高収益なスマート農業の普及により農業者の所得向上や農業産出額の向上を図り「稼げる農業」を実現するため、スマート農業設備等の導入に対して、スマート農業実装支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金による取組については、福島市補助金等の交付に関する規則（平成14年3月29日規則第20号）（以下「規則」という。）及び福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業期間)

第2条 補助事業の期間は、単年度とする。

(補助対象経費)

第3条 本事業における補助金の交付の対象となる経費は、別表に定める経費であって、スマート農業設備等を設置する用地が福島市内の用地である事業（移動利用が可能なスマート農業設備等にあつては、主に利用する用地が福島市内の用地である事業）に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

(1)特定の政治、宗教、選挙活動を目的とする事業

(2)法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業

3 補助事業と同一の事業において国、県等の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受ける見込みのある場合は、その助成制度の補助対象事業費内における補助事業者負担額を補助対象額とする。

(補助事業者の範囲等)

第4条 本事業の補助を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)市内に住所を置く販売農業者、農業法人、販売農業者3戸以上で構成された農業者団体のいずれかであること。

(2)市税を完納していること。

(3)福島市のスマート農業普及に係る広報に協力できること。

2 前項第1号に規定する農業者団体は、次の要件を備えること。

(1)代表者の定めがあること。

(2)前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件。

(交付額)

第5条 交付額は別表に掲げる事項とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第6条 交付要件を満たし、補助金の交付を受けようとする者は、規則第23条の規定により規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に代えて、福島市農業振興事業補助金等交付申請書（様式ア）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請にあたっては、規則第4条第2項の規定により規則第4条第1項各号に定める書類の一部を省略して行うものとする。
- 3 補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな交付申請の受付は行わないものとする。
- 4 助成金の交付は、申請者あたり各年度1回限りとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は前条の規定による交付申請があった場合は、交付要件に適合しているか否かについて審査し、補助金の交付を決定した場合は、速やかに申請者に対し通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 補助金の内容の変更について市長の承認を受けようとする者は、規則第23条の規定により規則第9条第1項に定める補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書に代えて、福島市農業振興事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式イ)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は補助事業が完了したときは、規則第23条の規定により、規則第14条第1項に定める補助事業等実績報告書に代えて、福島市農業振興事業実績報告書(様式ウ)を提出しなければならない。

- 2 前項の様式に記載すべき事項については、実情に応じて省略させることができ、また、変更させることができる。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者等は額が確定された後は、規則第23条の規定により、規則17条第2項に定める補助金等交付請求書に代えて、福島市農業振興補助金等交付請求書(様式工)を提出しなければならない。

(他の施策との調和)

第11条 市は、この事業の実施にあたって国・県の講じている施策等との整合性に配慮する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表、第3条、第5関係)

補助対象経費	(1)農業技術の向上や生産の効率化に資する ICT 機器及びロボット技術導入に係る機械等購入費、設置費。対象は農林水産省が定める「スマート農業技術カタログ」に掲載のある機器、栽培管理等のシステム、または市が認める機器とする。
補助率	(1)認定農業者、認定新規就農者、農業者3戸以上で構成された農業者団体 ※認定農業者以外の法人の場合、3戸以上の農家から利用権の設定もしくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行っていること ・機械等購入費用の2分の1以内、上限150万円 (2)上記以外の販売農業者 ・機械等購入費用の3分の1以内、上限100万円

【備考】

- 1 全て補助事業の実施に直接要する経費に限る。
- 2 装置及び設備の設置に伴う費用は補助対象経費に含む。
- 3 補助金額は事業費に本表の補助率を乗じた額（千円未満切捨て）と補助金額の上限額のいずれか低い方を限度とする。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは補助対象経費としない。
 - (1)リース料、通信料、講習費（スマート農機の操作に必要な資格等の取得費用を含む）、メンテナンス費及び保険料等
 - (2)補助対象事業として内容及び費用等を明確に特定することが困難な経費（補助事業のみに用途を特定できない装置及び機械の購入費等）
 - (3)購入に係る帳簿類（見積書、納品書、領収書及び振込控等）や、取得財産等の実物を確認できない経費
 - (4)事業期間内に発注から支払いまでの手続きが完了しない経費
 - (5)その他、社会通念上、補助金の対象とするには不適切と判断される経費